

朝鮮の植民地学校の規律とナショナリズム

呉 成 哲

大阪経済法科大学アジア研究所・東アジア文化史研究会

「人間は自らの歴史をつくる、しかし自由自在につくるのではなく、あたえられた、過去からうけつがれた条件のもとでつくる。」(Karl Marx『ルイ・ボナパルトのブリュメール十八日』)。

1. 問題提起
2. 朝鮮の植民地教育と・日本近代教育においての学校規律の連続性
3. 植民地教育と韓国教育における学校規律の形式の連続性
4. 学校規律とナショナリズム
5. おわりに

1. 問題提起

1945年以降の韓国教育は、植民地教育という「過去から受けうけつがれた条件のもと」で形成された。もちろん、韓国政府は教育においても日本帝国の植民地支配の残滓を清算する政策を次々に展開した。教育法を制定して国民教育の目標を再設定し、教育課程から日本語や日本史・文化などの植民地主義的諸要素を排除して、それらを韓国の民族主義や民主主義に関する内容に置き換えた。さらには、植民地支配下で抑圧された教育の機会を拡大するために、義務教育制を導入し、学校増設に着手した。それら一連の政策は大体成功したと評価されている。

その意味で解放以降の韓国教育とそれ以前の植民地教育とは断絶・不連続と言えるかもしれない

ない。しかしながら、過去からの完全な脱却・解放と評価できるかと言えば、大いに疑問が残る。教育のある領域では、依然として連続性が確認できそうなのである。とりわけ筆者が注目するのは「学校規律(discipline)」という特定の領域である。

学校規律とは「学校で教科外教育の一環として生徒の身体や行動に対して作用する集団的訓練や儀式行事及び行動統制装置」と一応は定義される。「朝会（朝礼）」や運動会、制式訓練（列兵一分裂）などの集団儀式、さらには訓練、国家遺跡地への遠足や修学旅行などの各種教科外活動のみならず「班長制」、「週番制」、各種検閲（服装検閲、容儀検閲、所持品検閲）、各種礼儀作業などの日常的な学生行動統制装置が学校規律の具体的な例として挙げられるが、本論では班長制・週番制・各種礼儀作法など、日常的な学生行動統制装置よりはむしろ、イデオロギー的内容と直接的に結合しやすい学校儀式や集団訓練、教科外活動に焦点を合わせて学校規律を検討したい。

（注1. 班長制・週番制・各種礼儀作法などの日常的な学生行動統制装置そのものがイデオロ

ギーと関係がないなどというわけではない。それらは一般的・中性的規律ではなく、日本近代の特定の歴史的・社会的産物とみなすべきであろう。たとえば、「最敬礼」は天皇制と関係があり、週番制は森有礼によって軍隊から学校に導入された装置である)

詳しくは後述するが、植民地教育と韓国の国民教育の学校規律においては、少なくとも形式面での類似性が確認できる。もちろん、学校規律のイデオロギー的内容は変化した。「日の丸」は「太極旗」に、「君が代」は「愛国歌」に置き替えられた。しかし、いわゆる「愛國朝会」という集団儀式の形式や順序は、植民地時代のそれとほとんどかわらなかった。このような類似性をどのように理解すればよいのだろうか。植民地教育の学校規律は日常的に実施・継続され、一種の慣行となっていたから、植民地支配から解放されたとはいえ、それが一朝一夕に学校教育から消えてなくなつたなどとは思えない。慣性によって存続し、時間が経つにつれて、次第に姿を消していくはずのものであろう。しかし、1960年代末以降、朴正熙体制下の学校教育では、植民地時代のそれと酷似する学校規律が、あらためて強化された。この現象をどのように説明したら良いだろうか。学校規律のこのような類似性を偶然の一致としてではなく、一種の連続性として歴史的・社会的に究明すべきではなかろうか。

ここで筆者が仮説的に設定したいキーワードは‘ナショナリズム’である。周知のように学校教育は、近代国民国家形成における核心的なイデオロギー国家装置 (ideological state apparatus : ISA) であり、それを通じて国家は特定のナショナル・アイデンティティを備えた国民を創出しようと試みる。近代学校教育そのものが、ある意味ではナショナリズムの装置なのである。学校規律はそのような社会的な機

能のために考案され施行された、いわば‘ナショナリズムのソフトウェア’と捉えることができる。

それでは、植民地時代の学校規律と類似した形式の学校規律が韓国の国民教育に残存し、さらには再生産されたのだろうか。この問いに答えるためには、朝鮮の植民地学校規律における、もう一つの連続性に注目しなければならない。近代日本教育の学校規律と植民地朝鮮教育の学校規律、この両者の連続性である。

植民地朝鮮の学校での学校規律と近代日本帝国の学校での学校規律とは、その内容や形式が基本的に同じであった。もちろん、時期によって多少の差異はあるが、1930年代後半以降、植民地でいわゆる皇国臣民化政策が全面的に実施され、植民地と日本の学校規律の連続性は一層強化されるに至った。両地共に、学校規律は‘皇国臣民’の養成という共通目標を持って実施された。植民地朝鮮の学校規律は植民地特有のものではない。日本近代教育の展開過程で新たな‘日本人’を創出するため、西欧教育から導入した上で、それを変形し、あげくは日本特有なものとして創案された学校規律、そこそこ歴史的な起源があると言うべきである。

要するに、韓国（朝鮮）の学校規律においては、二種類の連続性を想定することができる。

第一：近代日本と植民地朝鮮における学校規律の連続性
内容と形式の一致、日本帝国臣民の養成
という共通目標

第二：植民地朝鮮と解放後の韓国における学校規律の形式の連続性
イデオロギー内容の対比、形式の連続性。

この試論では上記の二つの連続性を‘ナショナリズム’の観点から批判的に検討したい。この試みの背景には‘ポストコロニアリズム’という問廟意識がある。「植民地主義からの自由は単に独立宣言に署名したり、国旗を掲げたり

することによってできるわけではない。意識を変化し、世界を見る支配的な視座に対して挑戦しなければならない。これは植民化された、あるいは植民化した全ての国家の人々にとっての挑戦である。」

注2. John Mcleod, 2000, Beginning Postcolonialism、バク・ホンソン（訳）、2003, <脱植民主義の道案内>, ソウル: ハンウルアカデミー. P.44.

植民地主義からの脱却とは、個人と国家の関係にかかわる支配的視座の根本的な変化を意味する。その「支配的視座」に果たして根本的な変化があったかどうかについて、学校規律を中心反省的に検討してみたい。このような試みは単に日本帝国の植民地主義に対する批判のみならず、韓国のナショナリズムに対する反省という意味も含んでいるだろう。

まずは、植民地時代の学校規律の特性を日本近代教育の学校規律との連続性において整理する。次いで、1945年解放以降の韓国教育の学校規律の展開を概括する。特に1968年の「国民教育憲章」の発布以降の学校規律の展開に注目したい。そして最後に、学校規律と「ナショナリズム」との関係についての試論的な議論に努める。

2. 朝鮮の植民地教育と・日本近代教育においての学校規律の連続性

筆者はかつて、植民地朝鮮の学校規律の内容を検討したことがある。

注3. 吳成哲, 2000, 『植民地初等教育の形成』ソウル: 歴史科学社、8章「普通学校規律」を参照。

主に普通学校の学校規律を中心に、生徒行動規則、朝会といった集団訓練やイデオロギー儀式、軍事訓練、生徒行動監視や統制装置などの実態を確認し、その学校規律の特性を全体主義的・権威主義的・擬似宗教的形式など三つの側面において把握した。そしてその核心は「天皇制イデオロギー」にあって、朝鮮人を天皇の臣民として‘呼名(interpellate)’するためのものであったと結論づけた。筆者はそこで、学校規律形式の近代性のみならずその前近代性（天皇への服従という前近代的被治者意識の強要）を強調した。しかし、植民地教育の学校規律が持っている前近代性に注目しすぎると、その歴史的起源が日本近代教育にあるという点や、学校規律の相当部分が日本「近代」教育の展開過程において「創案」されたという、より重要な側面を見逃してしまいかねない。

その後筆者は、植民地教育と日本近代教育における学校規律の連続性に着目するようになった。2006年の拙稿では、特に朝会の形式・内容を中心としてその連続性を検討してみた。

注4. 吳成哲2006, 「朝会の来歴」、声海東ほか『近代を再読する1』ソウル：歴史批評社。

植民地朝鮮の学校で実施された朝会の順序や形式、内容などは日本近代教育の学校でのそれと基本的に同じだった。朝会の歴史的な起源は、1891年に日本の文部省令第4号として発布された「小学校祝日大祭日儀式規程」にある。周知のようにその儀式は天皇制イデオロギーを中心として日本近代教育を再編しようとした、日本最初の文相である森有礼らによって創案されたものである。1890年の「教育勅語」発布がきっかけとなり、「祝日大祭日儀式」のみならず始業式・終業式など通常の学校集会や運動会・展覧会・学芸会・遠足・修学旅行などの教科外活動も、天皇制イデオロギーの教化という意味

合いを帶びていった。

注5. 山本信良、今野敏彦、1973,『近代教育の天皇制イデオロギー明治期畢校行事の考察』,東京:新泉社.

1930年代にはいると日本帝国のファシズム化に伴って日本の学校規律の天皇制イデオロギー教化という色合いが一層濃くなっただけではなく、軍国主義的な学校規律、たとえば行軍、軍国主義的行事（国防献金募金、慰問袋、慰問状、出征兵士の見送りや出迎え）軍隊入営訓練などが学校で強化された。「教育」に代わって「練成」という新しい概念が学校教育を支配することになった。それは天皇制的・全体主義的・軍国主義的学校規律の量的拡大や強化を意味した。

注6. 山本信良、今野敏彦、1976,『大正・昭和教育の天皇制イデオロギー(1)学校行事の宗教的性格』,東京:新泉社 山本信良、今野敏彦、1977,『大正・昭和教育の天皇制イデオロギー(2)学校行事の軍事的擬似自治的性格』,東京:新泉社

植民地朝鮮の教育に「教育勅語」や「御真影」が初めて公式に導入されたのは、1909年の「御影並勅語謄本奉置心得」（韓國統監府訓令第14号）に依る。しかし1910年代にはいまだ「祝日大祭日儀式」は朝鮮人向けの教育に制度としては導入されていなかったという。1922年になってはじめて「普通学校規程」に「祝日大祭日儀式」関連条項が挿入され、それ以降植民地教育の中で朝会儀式が制度化された。1920年代以降「内地延長主義」の下で日本教育と朝鮮植民地教育の学校規律は基本的に同一のものとなったといえるであろう。1930年代未以降はその連續性がさらに強化されていった。ただ一つ、朝鮮特有のものがあるとするなら、それは1937年か

ら朝鮮人に強制された「皇國臣民誓詞」である。

注7. 「皇國臣民誓詞」が誰によって作られて、どのような過程で実施されたかについてはより緻密な研究が必要だろうが、参考までに初等学校生徒向けの内容は次のようなものであった。

1. 私共は大日本帝国の臣民であります
2. 私共は心を合わせて天皇陛下に忠義を尽くします
3. 私共は忍苦鍛錬して立派な強い国民となります。

ここで植民地学校の具体的な学校規律の内容および日本の学校規律との連続性を示す例を各々一つずつ挙げてみよう。

まずは1935年日本川崎市の小学校でのイデオロギー的学校規律の事例である。

(1) 朝礼 每朝始業前にこれを行う。御真影奉安殿奉拝、規律協同の訓育ならびに訓錬。学校によっては宮城、皇大神宮の方位が表示され、宮城ならびに皇大神宮遁辞を毎朝行う、という例もあった。

(2) 偉人の像設置 校庭に二宮金次郎、または東郷元帥の像を設置、偉人崇拜をすすめた。二宮金次郎は郷土の偉人であり、その勤儉力行の少年時代にあやかるようにと、最も多く設置された。

(3) 偉人の肖像掲額 偉人の肖像掲を各教室にかけ偉人の風貌を景仰させ、特に尽忠報国の精神、困苦欠乏に堪えぬく精神のかん養に資した。偉人肖像としては、やはり二官尊徳・東郷平八郎・乃木希典・吉田松陰等が時代の風に合うものとして最も多く掲げられた。

(4) 正座、凝念教育 一堂一室に正座瞑目させ、真剣な自省をさせる。勅語、心力歌等の朗唱、宣誓、訓話、反省等をする。

(5) 四大節の儀式 前述の通り。

(6) 偉人追悼日 楠公祭・尊徳祭・義士祭・

乃木祭・束郷祭・管公祭・釈迦祭等偉人の崇高なる人格を敬慕させ、国民精神の涵養をはかる。

(7) 祝祭日 神武天皇祭、鎮守祭、春秋皇靈祭、神嘗祭、皇大神宮祭、大正天皇祭等には早朝起床、国旗掲揚、神社礼拝、皇城遥拝をさせる。学校が児童を集合させ、合同礼拝、遥拝挙式を行うこともあり、家庭においては祖先崇敬の実践をさせる。

(8) 国旗掲揚 每朝会に国旗を掲揚し、国家意識の養成に資し、あわせて、明朗快活なる学校生活の象徴とした。当時、各学校校庭に国旗掲揚塔が設置され、壯重な掲揚式が君が代斎唱の中に、もしくはラッパ吹奏の中に行われたものである。

(9) 訓練要目の制定 児童の学校生活に規律と統制を与えるための基準として、訓練実施要目が定められた。

(10) 訓練週間 訓練要目の実行の徹底をはかるため、毎月定期的にこれを設けて実施する。

(11) 学級自治会 上級学年各学級において学級自治会を設けて、児童の日常生活の自治反省の機会を与える趣旨であった。

(12) 清掃作業 学校園作業を定期的に実施、清潔整頓並びに手動労愛好の習慣、情操陶冶に資する。

(13) 児童看護当番 毎週最高学年男女数名からなる看護当番を配属して、当番職員の補助と児童の世話をさせる。

(14) 野営、行軍等、剣道の寒、土用の特別稽古等によって、実質剛健の精神鍛錬を行った。

(15) 天長節、地久節、海軍記念日、陸軍記念日、戊申証書御下賜記念日、教育勅語御下賜記念日、国民精神作興証書御下賜記念日、御大礼記念日、憲法発布記念日、行幸啓記命日等に教育勅語証書の奉請訓詩話演等によって、忠君愛國の至情育成に資する。

注 8. 山本信良、今野敏彦、1976, 『大正昭和の教育政策』(東京: 新泉社), 464-465頁。

和教育の天皇制イデオロギー(1)学校行事の宗教的性格』(東京: 新泉社), 464-465頁。

次は1930年代末、朝鮮の京城師範学校付属小学校(以前の普通学校)の学校規律の事例である。

毎年行事

4月

1日: 始業式、国旗掲揚式、大掃除

2日: 観学祭

3日: 神武天皇祭、植樹記念日

5日: 入学式

6日: 愛国日 上旬: 級長副級長任命、奉仕班

役員任命、全校児童神宮参拝、級訓決定、服装学用品検査 中旬: 明治天皇御製頒布、一年生入学報告参拝 下旬:

身体検査、春季大掃除、遠足

25日: 公祭

26日: 靖国神社臨時大祭

29日: 天長節拝賀式

30日: 靖国神社例祭招魂祭

5月

1日: 代表児童神宮参拝、国旗掲揚式

5日: 開校記念日、端午節句小運動会

6日: 愛国日

15日: 夏服着用 中旬: 服装用具検査、家庭訪問、家庭調査 下旬: 遠足、修学旅行

25日: 楠公奈

27日: 海軍記念日、春季運動会

28日: 大掃除

30日: 束郷祭

6月

1日: 代表児童神宮参拝、国旗掲揚式

4日: 虫歯デー 上旬: 防疫週

6日: 愛国日 上旬: 服装学用品検査

10日: 時の記念日

14日: 農民記念日 中旬: 遠足

25日：皇太后陛下御誕辰	1 日：代表児童神宮参拝、国旗掲揚式
7月	3 日：明治節
1日：代表児童神宮参拝、国旗掲揚式 上旬： 水泳教育開始、服装学用品検査	6 日：愛国日 上旬：服装学用品検査 中旬：学芸会、遠足
6日：愛国日	23日：新嘗祭
7日：七夕祭、支那事変記念日	12月
11日：国旗制定記念日	1 日：代表児童神宮参拝、国旗掲揚式 上旬： 服装学用品検査
13・14日：盂蘭盆会中旬：臨海教育	6 日：愛国日
19日：学期末大掃除	23日：日の御子の日、皇太子殿下御誕辰日、学期末大掃除
20日：終業式	24日：終業式
8月	25日：大正天皇祭
1 日：代表児童神宮参拝、国旗掲揚式	1月
6 日：愛国日、児童招集	1 日：代表児童神宮参拝、新年拝賀式
15日：児童招集	2 日：書初め
21日：始業式、国旗掲揚式、大掃除下旬：服装学用品検査、級長副級長任命、課題展覧会	3 日：元始祭
30日：日韓併合記念日	5 日：新年宴会
9月	6 日：愛国日、児童招集
1 日：代表児童神宮参拝、国旗掲揚式、震災記念日	15日：第三学期始業式、国旗掲揚式、大掃除 中旬：級長副級長任命、服装学用品検査、課題帳展覧会 下旬：寒中鍛錬
6 日：愛国日	2月
13日：乃木祭	1 日：代表児童神宮参拝、国旗掲揚式 上旬： 立春
18日：満州事変記念日	6 日：愛国日 上旬：服装学用品検査
23日：秋季皇靈祭 下旬：秋夕、秋季運動大会、秋季大掃除	11日：紀元節拝賀式、建国祭、憲法発布記念日
10月	3月
1 日：代表児童神宮参拝、国旗掲揚式、始政記念日、京城府体育日、冬服着用、服装学用品検査	1 日：代表児童神宮参拝、国旗掲揚式
6 日：愛国日	3 日：雛祭 上旬：服装学用品検査
13日：戊申証書下賜記念日	6 日：愛国日、地久節
16-18日：京城神社例祭	10日：陸軍記念日 中旬：学期末学芸会、卒業報告参拝、・学期末大掃除
17日：神嘗祭、朝鮮神宮例祭	21日：春季皇靈祭
23日：靖国神社祭	22日：修業式
24日：教育勅語下附記念日	23日：卒業式
30日：教育勅語換発記念日 下旬：遠足	
11月	

毎日行事

1. 朝会 朝礼一宮城遙拝一神宮遙拝一基國臣民の誓詞朗誦一訓話一体換 1. 看護當番（朝会終了後看護訓導につき其の日の看護事項の注意を受く） 1. 奉仕班當番（各学級に於て夫夫活動す） 1. 掃除検閲（看護訓導と看護児童が放課後全校を検閲す）。

注 9. 朝鮮初等教育研究会、1938、『皇國臣民教育の原理と実践』、京城：朝鮮公民教育会。12—122頁

以上のように植民地朝鮮の普通学校での儀式や行事の種類・内容の殆どが日本の小学校でのそれらと同じであった。日本近代教育の展開過程で創案され実施された学校規律が、植民地朝鮮にほとんどそのまま導入されたとも言えるだろう。

とはいっても、ナショナリズム的な学校規律が植民地時代に「初めて」朝鮮の教育で強制されたと結論づけるのは早計であろう。朝鮮の近代教育には学校規律の前史があったからである。例えば、1894年大韓帝国によって推進された「甲午教育改革」以降の小学校で行われた運動会や大韓帝国皇室関連記念式の姿は、明治期日本の教育でのそれと似ていたという。

注10. イ・スンウォン、2005、『学校の誕生』、ソウル：ヒューマニスト。キム・テウン、2006、『わが学生たちが進んでいくなあ』、ソウル：ソヘ文集

つまり、植民地支配以前には、大韓帝国政府によって日本近代教育の学校規律が自発的に模倣され部分的に導入されたと言えるだろう。この点は学校規律とナショナリズムとの関係を垣間見せており、植民地教育の学校規律と解放以降の韓国教育の学校規律との連続性を解明する

ための重要な示唆となるだろう。

3. 植民地教育と韓国教育における学校規律の形式の連續性

1945年の解放以降、韓国教育の形成過程では植民地教育の清算という重大な課題があった。一方では学校教育から日本帝国主義的な要素（すなわち日本ナショナリズムの要素）を追放し、他方では抑圧されていた教育機会を拡張することに努めた。またそれと同時に、韓国公教育の建設を通じて新しい国民国家と、・ナショナル・アイデンティティの創出が図られた。また、米国式民主主義が国民国家の教育理念となり、米国式教育が積極的に導入された。「新教育運動」（ハングル表記신교육운동）が展開され、J・デューイの教育論が韓国の学校現場に浸透はじめた。修身教科は公民科に置き換えられ、新しく「社会科」が導入され新しい教授法が普及した。教科教育の領域で米国教育の影響は大きかった。しかし他方で、学校規律の領域での植民地時代の慣行はそのまま残されたという。以下は1940年代末の韓国教育に対する、ある米国人の観察記録である。

1945年、日本人が立ち去った後、ただちに日本語、「御真影」および教育勅語は学校から消え果て、全国の神社もなくなった。しかし、道徳教育と儀式は維持され、学校では朝会が続いていた。生徒たちは軍隊音楽のラッパの音に足並みをそろえて芝なしの運動場を行進したり、厳格に立ち並んで校長に敬礼をしたり、まるで教会のように朝の道徳訓話を聴いたりしていた。

注 11. E. C. Wilson, "The Problem of Value in Technical Assistance in Education : The Case of Korea, 1945–1955," unpublished Ph. D. dissertation, Univ. of Mary-

land. 1959. (金栄奉 外, 1980, 『韓国の教育と経済発展: 1945-75』ソウル: 韓国開発研究院. P. 95より再引用)

ただ、上記のような現象が国家の教育政策によって積極的に推進された結果であるとは即断できない。一種の慣性として教育現場に残された側面もあるだろう。

3年間の米軍政が終わった後、韓国政府が成立し李承晩体制下で徐々に教育におけるナショナリズム的傾向が現れ始めた。韓国政府の初代文教部長官であった安浩相が1949年、学徒護国団を創設し韓国教育の国家主義的再編を企図したり、1950年朝鮮戦争勃発以降、「私たちの誓約」が教科書に載せられ、反共主義的教化が強化されたりもした。

注12. 1. 私たちは大韓民国の息子と娘、死を賭して国を守る、2. 私たちは鋼鉄のように団結して共産侵略者を打ち破る、3. 私たちは白頭山の靈峰に太極旗を揚げて南北統一を完遂しよう。

(韓国文)

解放後、米軍政が実施された。彼らは敗戦国日本がこの地に植えた教育的残滓を根絶するために絶え間なく努力した。全体主義的教育理念が追い出され、個人主義が登場した。画一的な教育形態は多様なものに変わって、教育の内容や方法も米国式民主主義に基づいて新しく組み合わされた。しかし、憲法が制定され大韓民国が樹立した後、その政権は権力を無期限掌握するために、倭政時代をしのぐほどの国家至上・民族至上の理念を表に立てて、学徒護国団を組織したり、「私たちの誓約」を提唱させたりして米軍政時代とは全く違う全体主義的教育体制を作り出した。

注13. 13 成来運1965, 『韓閥教育の証言』, ソウル: 培英社 pp. 120-121

これは成来運という教育学者が李承晩体制の教育に対して下した評価である。成来運は李承晩時代の権威主義体制下で殖民地学校規律と似た学校規律が改めて強化されたと指摘する。だが、全般的に見ると1950年代の教育政策は、主に戦争によって破壊された教育施設の復元、初等教育の義務化、教育機会の拡大に傾けられた時期である。国家がより意識的に国家主義的・民族主義的な教育目標や教育課程、学校規律に関する具体的な政策を推進し始めたのは1960年代以降であった。

1961年軍事政変によって政治権力を掌握した朴正ひ政権は「祖国近代化」と「民族中興」をモットーとして、積極的に学校教育の再編に着手した。その決定的な分岐点は1968年の「国民教育憲章」発布である。「我等は民族中興の歴史的使命をもってこの地に生まれた」で始まる393字の「国民教育憲章」の発布は学校教育におけるナショナリズム強化への道を広く開いた。文教部は直ちに「国民教育憲章読本」265万部を発刊し、学校や政府機関に配布してその普及に力を注いだ。学生や公務員に憲章を暗誦せたり、公式行事や学校集会（朝会）では必ずその全文を朗読させた。

注14. 吳成哲、2003、「朴正熙の国家主義教育論と経済成長」、『歴史問題研究』、11号、pp. 53-80. 参照。

その後、1994年に「国民教育憲章」が政府によって事実上廃止されるまでに、それは政府の奨学方針として学校教育の基本原理となり教育現場を支配した。

憲章の発布以降、文教部は全ての初等・中等学校に対してその精神を教育現場で実現するための具体的な実践方案を具奏させ、それを審査

することで学校支援を差別化する方策を探った。その過程で、愛国朝会の強化、体力訓練（集団体操や国技訓練）、運動会や遠足や修学旅行でのナショナリズム的要素の強化、民族主義的な象徴に対する崇拝儀式、イデオロギー的な教科外活動（反共雄弁や詩文コンテスト、国防献金募金、慰問袋、慰問状、出征兵士の見送りや出迎えなど）など、植民地時代の学校規律の形式と酷似した学校規律が強化されたという。

注15. 国民教育協議会、1972、『国民教育憲章の資料総覧』ソウル：韓国経営開発協会。

この時期の学校規律に関してはまだ充分な研究は積まれていないが、ここで幾つかの事例を挙げてみよう。以下は1970年初、ソウルの孝悌国民学校の「国民教育憲章」実践方案である。

〈学校行事活動状況〉

元旦：新年の挨拶、民俗遊戯（凧揚げ、ユツノリ）

3. 1節：記念式（2年生以上） 3. 1節歌齊唱、パゴダ公園見学、孫乗酷銅像献花、独立精神の決意、国旗掲揚の実践

植樹日：無窮花1,000株植樹、毎家庭1株植樹、統一丘植樹

李忠武公誕日：記念詩文コンテスト、揮毫大会
子供の日：記念体育大会（民俗遊戯、綱引き、シルム）

母の日：芸術発表会、記念詩文コンテスト

顯忠日：記念式（全校生）、国軍墓地献花、李舜臣・金靡借・世京大王・孫乗仔細同像に献花、国旗掲揚の実践

6. 25：反共標語展覧会、反共ポスター展覧会、郷土予備軍慰問

制憲節：記念式（全校生）、秩序行事の展開、国旗掲揚の実践

光復節：記念式（4・5・6年生）、愛郷班掃

除、国旗掲揚の実践

秋夕：墓参り、民俗遊戯（シルム、綱引き、ぎったんばっこん、カンカンスオレ）

開天節：記念式（全校生）、記念詩文コンテスト、揮毫大会、国旗掲揚の実践

ハングルの日：記念式、記念詩文コンテスト、揮毫大会、正当な言葉使い運動

文化財愛好週間：文化財写真展覧会、郷土文化財見学、民俗資料まとめ

世界人権宣言日：人権標語展覧会、不遇児童手伝い

〈国旗尊厳性指導〉

一毎朝登校時、教室に入って正面の国旗に対して敬礼

一下校時、教室の正面の国旗に対して敬礼

一家庭で国旗掲揚

〈愛国歌尊重指導〉

一毎朝放送で愛国歌が聞こえる時、気を付け

一愛国歌の歌詞4節まで齊唱

一愛国歌齊唱時、帽子を脱ぐ。

一歩行中愛国歌が聞こえる時、気を付け

注16. 国民教育協議会、1972、『国民教育憲章の資料総覧』ソウル：韓国経営開発協会、669-670頁

次は高校の場合、1970年、寧越工業高等学校の事例である。

〈民族文化？達〉

上品な言葉使い運動、我が言葉取り戻し運動、ハングル正しい使いコンテスト、方言収集、ハングルの日記念式、バングル詩文コンテスト、読書大会、詩と絵の展覧会、映画観覧、雄弁大会、端宗文化祭、郷土文化財発掘、古跡愛好、看板正しく書き、寧越の歌普及、端宗の詩、死

六臣、国民教育憲章読本解説・暗涌
〈自主・協同・反共民主生活〉
時事解説、時事画報掲示（ベトナム派兵部隊の活躍）、建設像展示、映画観覧（李舜臣）、新聞購読、李舜臣の日記解説、反共ポスター展示会、反共標語展示会、反共仮装パレード反共図書購入、反共読本解説、一線将兵慰問、国土建設団慰問、郷土防衛軍慰問、イスンボク（反共少年）記念碑建立基金募集、ベトナム派兵部隊の家族援助、ベトナム派兵部隊慰問、築災民援助、顕忠日慰靈祭参加、6. 25反共訓話、8. 15記念式、制憲節記念式、周：の日訓話、先生の日慰労会、家庭の日訓話、礼節の目標語、殉職学生慰靈塔除幕式、修学旅行、学生会選挙、愛郷団指導

注17. 国民教育協議会、1972、『国民教育憲章の資料総覧』ソウル・韓国経営開発協会、478頁。

ナショナリズムと関連する各種儀式が増え、民族主義的偉人や象徴の顕揚、反共主義イデオロギーと繋がる教化外活動が、頻繁に学校で実施される状況が確認できる。

1972年の「維新憲法」の発布以降、全体主義的政治体制の成立と社会全般のファシズム化に伴ってこのような傾向は一層強化された。1960、1970年代の重要な教育課程政策を略記すると以下の通りである。

- 1963. 2 第2次教育課程改定。反共道徳や国史教育強化
- 1968. 12 「国民教育憲章」発布
- 1969. 3 学徒体力検定実施（学生健康記録簿）
- 1969. 11 高校以上で軍事教育実施
- 1970. 10 修学旅行の目的地を国家遺跡地や工業団地に制限
- 1971. 2 「国民倫理」教科の新設
- 1972. 2 高校入試に体力検査導入

- 1972. 7 「国史」の独立教科化
- 1973. 2 「反共道徳」の正規教科化
- 1974. 2 国定教科書制の実施
- 1975. 6 学徒護国団の創団

注18. 1948年創団された学徒護国団は1960年の4・19学生革命のあと、廃止されたが、1975年再建された。

- 1976. 9 運動会実施の義務化
- 1977. 4 高校生聖域巡礼行軍
- 1979. 10 朴大統領死亡

「国史」、「反共道徳」、「国民倫理」などのイデオロギー的教科が国定教科書制施行という形で法制化される一方、体力訓練、軍事訓練、運動会、ナショナリズム関連の遺跡地への遠足や修学旅行などの学校規律が国家教育政策の次元で強化された。そのような過程で、植民地時代の学校規範の形式が教育現場で再生産された可能性が大きい。

1970年代学校規律と植民地学校規律の形式の連続性を象徴的に示すものは、1972年の「国旗に対する誓約」の制定である。この誓約は当時の文教部長官・閔寛植の指示によって文教部内で草案が作成され、國務總理・金鍾泌の検討を経て朴正熙大統領が決裁し全ての学校に下達された。朝会などの公式儀式で国旗に対する国民儀礼中に朗誦させることになった。

注19. 「朴正熙が私印した「維新に対する制約」、『ハンギョレ21』、ハンギョレ新聞社2006. 1. 24

私は誇らしい太極旗の前で祖国と民族の無窮な栄光のために体と心を捧げて忠誠を尽くすことを固く誓います
(韓国文)

国家に対して「体と心を捧げて忠誠を尽くすことを固く誓う」という論理構造において、「皇國臣民誓詞」と根本的に同じ枠組みで構成されている。勿論この場合、忠誠の対象は国民国家としての韓国あるいは韓民族であるし、植民地朝鮮人に強制された忠誠の対象としての天皇や日本帝国とはその基本的な脈絡が異なってはいる。しかし、国家が個人の内面にまで介入し、それを一定のイデオロギーでもって掌握するという抑圧的な側面では、さほど異なるとはいひ難い。ちなみに、「国旗に対する誓約」が制定された1972年は、いわゆる「推新憲法」が発布された時期だった。

1979年10月の朴正熙政権の終結以降、1990年代初まで全体主義的・民族主義的学校規律は持続した。依然として国家主義的‘国民儀礼（国旗に対する敬礼－「国旗に対する誓約」朗誦－愛国歌提唱）－「国民教育憲章」朗読－校長訓話－校歌（あるいは記念日歌）提唱のような順序で行われる愛国朝会は学校で毎週1回以上実施された。

しかし、1987年の‘6月民主化運動’以降、政治・社会民主化の進行に伴づて学校規律にも重要な変化が起り始めた。1994年、文民政によって‘国民教育憲章’が廃止された。そして1989年の‘全国教職員労働組合’の結成が契機となって、学校で反共主義的・全体主義的学校規律が弱化・衰退しはじめ、今日に至っている。

注20. ただし、韓国の教育がナショナリズムから自由になったとはいいくらいであろう。最近、韓国政府は1972年に制定された誓約の内容を時代の変化にあわせて次のように改定した。「私は誇らしい太極旗の前で自由であり正義にのっとった大韓民国の無窮な栄光のために忠誠を尽くすことを堅く誓います。」

(韓国文)

「大韓民国国旗法施行令」2007. 7. 27.)。

「祖国と民族」が「自由であり正義にのっとった大韓民国」と変わり、「体と心を捧げて」という言葉が削除されたといった変化はあるが、「誓約」という形式は今もやはり維持されている。

4. 学校規律とナショナリズム

これまでに挙げた二つの連続性の因果関係を説明するのは、筆者の知的能力を超える。ただ、その連続性を解明するための理論的糸口は挙げることができる。それは‘ナショナリズム’という概念である。

西川長夫はルイ・アルチュセールのイデオロギー国家装置 (Ideological State Apparatuses) という概念を援用して、国民国家の統合メカニズムを分析する枠組みを提示している。国民国家の統合装置の一つとし近代学校教育を挙げ、国民化は学校などのすべての制度や国家装置を通じて、国家の原理やナショナル・アイデンティティを体現する国民という改造人間を創り出すのだと論じた。

注21. 21西川長夫、1995、「序 日本型国民国家の形成－比較史的観点から－」、西川長夫・松宮秀治 編『幕末t・明治期の国民国家形成と文化変容』東京：新曜社。

近代学校教育はナショナリズムの装置、その中でも際立ったイデオロギー国家装置である。特に、アルチュセールはイデオロギーが単に觀念にとどまらず、具体的な実践 (practices) や儀式 (rituals) として存在し、作動していると指摘した。

注22. Louis Althusser, 1972, “Ideology &

ideological state apparatuses – Notes towards an investigation” Lenin and Philosophy and other essays, New York : Monthly Review Press.

学校規律そのものが学校教育によって教化されるイデオロギーの主要手段でもある。日本近代教育の学校規律の核心となった「教育勅語」と「御真影」とは、何よりも日本ナショナリズムの象徴である。

だとすれば、日本教育と植民地教育の学校規律の連続性はどのように説明できるであろうか。一般的に西欧帝国による植民地教育は、本国の教育とは根本的に異なるものと看做されてきた。P. アルトバッハによると「それは単に中心部教育の希釈版ではない。それとは異なる何かだ。(It was not merely a diluted version of metropolitan education ; it was something else)」

注23. Philip G. Altbach & G. P. Kelly (edts.), 1978, Education and Colonialism, New York & London, Longman, p. 15.

このような視座によると、本国教育と植民地教育との差異こそが教育の植民地性を意味することになる。しかし、このような見方では学校規律の連続性が説明されにくい。したがって、日本帝国の植民地主義の特性に留意する必要がある。駒込武は「帝国主義はナショナリズムの発展であると同時にその否定である」という丸山英男の命題に基づいて、日本帝国の植民地支配の特性は、「言語ナショナリズムによる包摂と血族ナショナリズムによる排除」の並存だと指摘した。

注24. 駒込武、1996、『植民地帝国日本の文化統合』、東京、岩波書店

朝鮮や台湾での植民地教育が言語ナショナリズムによる包摂の手段としての側面を持つていたとすれば、学校規律の連続性もそうした枠組みで説明できるのではなかろうか。日本ナショナリズムによる包摂の装置として、日本教育の学校規律の内容や形式が植民地朝鮮に一方的・独占的に強制されたといえるだろう。

それでは、植民地教育の学校規律と韓国教育の学校規律との形式の連続性はどのように理解できるだろうか。ここで、ナショナリズムが備えるもう一つの属性を想起すべきだろう。ベネディクト・アンダーソンによると、ナショナリズムはモジュールとしての属性を持っている。「ナショナリティ、ナショナリズムといった人造物は、個々別々の歴史的諸力が複雑に「交叉」するなかで、十八世紀末にいたっておのずと蒸留されて創り出され、しかしひとたび創り出されると、「モジュール（規格化され独自の機能をもつ交換可能な構成要素）」となって、多かれ少なかれ自覚的に、きわめて多様な社会的土壤に移植できるようになり、こうして、これまたきわめて多様な、政治的、イデオロギー的パターンと合体し、またこれに合体されていったのだ」

注25. ベネディクト・アンダーソン、1997、白石さやか、白石隆(訳)『増補 想像の共同体』、東京：NTT出版。22ページ

上記の命題で注目すべきは「多様な、政治的、イデオロギー的パターンと合体」できる「モジュールとしてのナショナリズム」という属性である。そして、その政治的、イデオロギー的パターンのひとつとして、解放以降の韓国の権威主義・反共主義・民族主義体制を位置づけることができるのではないだろうか。学校規律の形式的連続性は、植民地教育の学校規律形式が韓国の民族主義や反共主義の内容と合体されながら意識

的・自発的に複製された結果ではないだろうか。特に、朝鮮戦争の勃発や朴正熙権威主義政権による国民動員体制が、そのような傾向を一層強化したのではないだろうか。

5. おわりに

韓国のナショナリズムをどのように評価するかは、単純な問題ではない。同時に、一般のナショナリズム批判に依拠して、韓国のナショナリズムと国民教育を規定してしまうのは、歴史学的な認識とはとうてい言えず、安易に過ぎるだろう。もし、植民地時代の学校規律と韓国教育の学校規律との連続性が単に過去の残滓のみならず、韓国人（教育者？教育官僚？政治家？一般民衆？）による能動的な複製の結果であるとしたならば、なぜそのような複製が生じたのだろうか。それはどのぐらい必然あるいは選択されたものだったのだろうか。この複製過程あるいはアンダーソンのいう「移植」と「合体」の具体的な歴史的過程、そしてその社会的力学の厳密な究明が必要であろう。同時に「学校規律の微視的力学」ともいわれる側面、すなわち一線の学校現場で、具体的に教師と学生の間で特定の形式の学校規律が再生産・変容される過程にも注目する必要があろう。日常的に生きていく人間は単にナショナリズムや国家といった

巨大な実体の付属品に過ぎないものではないからだ。

因みに、同じく日本帝国の植民地だった台湾との比較研究の必要性を強調しておきたい。1949年以降、国民党治下の台湾で植民地時代の学校規律がどのように変容・再生産されたかについて、韓国の経験と比較しながら研究するとより豊かな洞察の可能性があると思われる。さらには、北朝鮮の学校規律との比較研究も、筆者がこの論文で仮説的に提起した一連の命題を検討するためには必須の課題であろう。

最後に、結論代わりに指摘しておきたいことは、「植民地残滓の清算」が予想以外に複雑で難しい課題であるということである。韓国では植民地残滓清算の試みが、韓国的ナショナリズムの強化をもたらした。植民地残滓清算の試みのはずが、その過程でかえって植民地時代の慣行や見方・方式を再生産するというパラドクスに陥ったのである。そうした隘路に陥らないためには、何が必要であろうか。植民地主義からの脱却・解放は、国家主義的ナショナリズムへの批判的省察を通じてのみ達成されるのではなかろうか。言い換えれば、個人と国家・民族との関係に対する視座の根本的な変革の過程として捉えなおさるべきではなかろうか。